

令和2年(2020年)5月25日に提出された「「教育を受ける権利」(憲法第26条)の侵害について(公開質問)」について、下記のとおり回答します。

記

- 1 今回の措置について、事前に米側と何らかの協議や話し合いは行われたのか。もし協議等が行われたのであれば、その内容を明らかにすること。

(回答)

今回の措置について、事前に米側から県及び県教育委員会に協議等はなかった。

なお、今回の措置に関しては、高等学校等の再開に先立ち、5月18日に、中国四国防衛局及び独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構に対して、県及び県教育委員会から子どもたちの学習機会の確保について要望したところである。

- 2 今回の措置により、実際に欠席した者の人数を明らかにすること。

(回答)

学校では保護者の職業は把握していないため、今回の措置により欠席した人数については不明である。

- 3 米軍と日本人従業員や契約業者との関係は、あくまで対等な契約関係であり、使用者又は契約の当事者としての地位を利用して子供の学習する権利を妨げることは、「教育を受ける権利」(憲法第26条)の侵害に当たると思われるが、どのように認識しているのか。

岩国市長はすでに、「憲法違反ではない」としているが、もしそのように判断しているのであれば、その法的根拠を明らかにすること。

(回答)

今回の措置は、基地の安定的な運用と、基地内及び基地外での感染防止に万全を期すため、厳しい行動制限などを課しているものと理解している。

日本人従業員等に対しては、テレワークや管理休暇(給与を保障した上での自宅待機)の活用により、子どもたちに不利益にならないよう最大限の配慮をしていると聞いている。

一方で、登校を自粛している子どもたちがいることも事実であるが、各学校において、家庭での学習を支援するなど、個々の児童・生徒の状況に応じて丁寧に対応していると聞いており、子どもたちの学習機会は確保されているものと考えている。

令和2年6月5日

市民政党「草の根」

代表 井原 勝介 様

山口県知事 村岡 嗣政